

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係
不利益処分名	保険料を滞納している場合の保険給付の一時差止め
根 拠 法 令	国民健康保険法
根 拠 条 項	第63条の2第1項又は第2項
連 絡 先	(電話 621 - 5159)
処 分 基 準	<p>保険給付の制限</p> <p>第63条の2 保険者は、保険給付(第43条第3項又は第56条第2項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。)を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。</p> <p>2 保険者は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。</p>
	<p>国民健康保険法施行規則附則</p> <p>第10条 当分の間、法第63条の2第1項又は第2項の規定により保険者が行う保険給付の全部又は一部の支払の一時差止は、被保険者が平成21年10月1日以降に出産したときに支給する出産育児一時金以外の保険給付について行うものとする。</p>
	<p>設定等年月日 平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)</p>